

後期高齢者医療制度に加入されている方で、お医者さんにかかった場合、かかった医療費の一部を負担していただきます。一般の方は1割、現役並み所得のある方は3割負担です。現役並み所得のある方とは、同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方がいる世帯の方をいいます。

ただし、現役並み所得のある方でも、次の場合は申請により1割負担となります。

- ①世帯に被保険者が1人で、収入額が383万円未満
 - ②世帯に被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満
 - ③被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の後期高齢者医療制度以外の健康保険などに加入している方がいる世帯で、被保険者と70～74歳の方の収入の合計が520万円未満
- ※対象の方には、お知らせします。ので手続きをお願いします。

医療費助成制度のご案内

保険年金課 ☎66・1102



下記の表に該当する方は、医療機関にかかった場合の医療費を助成します。まだ申請していない方は、保険年金課で手続きを行ってください。

制度	対象	助成の内容	持参するもの	
子ども医療	中学校卒業まで	保険診療の自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印かん ・母子手帳(出生の場合) 	
心身障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～3級の方 ●腎臓機能障害4級の方 ●進行性筋萎縮症4～6級の方 ●療育手帳A判定またはB判定の方 ●自閉症状態と診断されている方 		<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印かん ・身体障害者手帳または療育手帳 ・診断書(自閉症状態) 	
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以下の者を扶養している配偶者のない母または父とその子 ※父・母の所得に制限があります。 ●父母のいない18歳以下の者 ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象 		<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印かん ・戸籍謄本など ・児童扶養手当証書 ・前年の所得が確認できる書類 	
精神障害者医療	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方		自立支援医療を受給している精神科の通院費の自己負担分(1割)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・自立支援医療受給者証(精神通院)
	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方 ※医療機関の領収書・高額療養費に該当する場合は保険者からの決定通知書を添えて払い戻しの手続きが必要です。		<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床への入院は、保険診療の自己負担分 ・精神病床以外の入院や通院は、保険診療の自己負担分の2分の1 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、次の条件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ●障害者・母子家庭等医療の受給資格に該当する方および精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方 ●寝たきりまたは認知症で市民税非課税の方 ※認定要件があります ●ひとり暮らしで市民税非課税の方 ※認定要件があり、聞き取り調査を行います。 	保険診療の自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・印かん ・障害者手帳(該当の方) 	

※市外にある病院・特別養護老人ホーム・障害者支援施設などの施設に入所した方も、原則、蒲郡市での医療受給対象者です。ただし、市内の施設などに市外から転入して入所された方の場合は、原則、前住所地の医療受給対象者となります。